

新居浜市公告第131号

新居浜市総合運動公園基本計画策定業務委託事業者選定に係る公募型
プロポーザルの実施について

新居浜市総合運動公園基本計画策定業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和3年9月30日

新居浜市副市長 加藤 龍彦

1 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市総合運動公園基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別記「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 提案上限額 35,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局スポーツ振興課

TEL: 0897-65-1303（直通）

E-mail sports@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、共同企業体（JV）で参加する場合は、以下の（１）～（３）の要件は全ての企業が、（４）～（５）の要件は代表となる構成員が満たすこと。なお、一者又はJVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

（２）公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

（３）令和３・４年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」において、参加資格を有すると認定されている者（期間が有効であること。）

（４）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

（５）過去１０年間（平成２３年度から令和２年度まで）において、元請として地方公共団体が発注した以下の業務実績があること。なお、次の業務実績はJV構成員として受託した実績も含んでよいものとする。

・面積３０ha以上の「総合運動公園」における基本計画または基本設計業務

（６）技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく建設部門若しくは総合技術監理部門として登録された「技術士」の資格を有する者であり、かつ建築士法（昭和２５年法律第２０２号）により登録された「一級建築士」の資格を有するものを管理技術者及び照査技術者として配置できること。また、担当技術者

には、建設部門若しくは総合技術監理部門として登録された「技術士」の資格を有する者であり、かつ、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有するもの、建設部門若しくは総合技術監理部門として登録された「技術士」及び「一級建築士」の資格を有するものを配置できること。

なお、上記の「技術士」は、建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設：都市及び地方計画」としての登録に限る。

4 参加資格確認申請書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

（1）提出期限 令和3年10月20日（水）17時15分

（2）提出先 2の事業担当課

（3）参加資格確認結果の通知

令和3年10月26日（火）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式6）により通知する。

5 プロポーザル関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織（部・課）でさがす」→「教育委員会事務局」→「スポーツ振興課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

（1）配布期間

公告日から令和3年10月20日（水）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

（2）配布場所 2の事業担当課

6 受託候補者の特定

業務提案の審査は、新居浜市総合運動公園基本計画策定業務委託事業者選定審査委員会において、業務提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき総合的に評価及び判断し、受託候補者を特定する。

7 その他

- (1) 受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。
- (2) 業務提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費その他本業務の業務提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) その他詳細については、新居浜市総合運動公園基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領による。